

福運整第148号の2
令和元年6月12日

福島県内一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、令和元年6月11日付け東自保第11号、東自整第27号により、東北運輸局自動車技術安全部長から別添のとおり通達がありました。

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

今後、同様の事案が発生することのないよう、下記について周知徹底をお願いいたします。

記

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。
2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。

東自保第11号
東自整第27号
令和元年6月11日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、令和元年6月7日付け国自安第28号の2、国自整第27号の2により、自動車局安全政策課長及び整備課長から別添のとおり通達があったので、貴支局管内の関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第28号の2
国自整第27号の2
令和元年6月7日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

安全政策課長
整備課長
(公印省略)

バスの走行時における安全運行の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



別添

国自安第28号
国自整第27号
令和元年6月7日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿

国土交通省自動車局
安全政策課長

整備課長

バスの走行時における安全運行の徹底について

本年6月6日、茨城県において、乗合バスが乗降口の扉を閉じずに走行する事案が発生いたしました。その他、今年に入り全国で同様の事案が2件発生したことを把握しております。

貴協会におかれましては、今後同様の事案が発生することのないよう、下記について各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 事業者は、「運転者は乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない」ことを運転者に対し改めて指導徹底すること。
なお、乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置を備えたバス車両を運行する事業者にあつては、運転者に対し、当該バス車両を運行の用に供する際には、当該解除装置が作動していないことを確認することを改めて指導徹底すること。
2. 乗降口の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造を備えたバス車両について、当該機能が作動することを改めて点検確認すること。